

公共施設の利用に関する基本方針

令和4年2月

気仙沼市

1 趣旨

令和元年10月に策定した「気仙沼市行財政改革大綱2019」に基づく「行財政改革アクションプラン」において、持続可能な財政基盤を構築するため、推進項目の一つに受益者負担の適正化を掲げ、「公共施設の利用に関する基本方針」を策定することとしました。

本市では、施設使用料の算定に当たり、これまで算定方法や改定時期等についての統一的な基準を持たず、個々の施設ごとに使用料を設定してきました。このため、施設間で使用料に差が生じ、その算定根拠が一律ではないなど、市民にとって公平・公正で分かりやすいものとなっていない状況にあります。

一方で、平成29年3月に策定した「気仙沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の維持管理費や更新費用の縮減等を進めていくこととしていますが、現在の使用料収入で公共施設を将来にわたり維持していくことは非常に困難です。

維持管理費と使用料収入の不足分を税収等で賄うことは、結果として、社会保障等の本来は公共が負担すべき財源を圧迫してしまうこととなり、将来にわたる安定した公共サービスの提供が難しくなることが見込まれます。継続的かつ安定的な公共サービスの提供を可能とするためにも、受益者負担の適正化を図る必要があることから、公平・公正な使用料となるよう統一的な算定基準を定めることを目的とした「公共施設の利用に関する基本方針」を策定するものです。

2 対象施設

地方自治法第225条に基づき使用料を徴収することができる公の施設、同法第244条の2第8項及び第9項に基づき指定管理者が利用料金を徴収する公の施設を対象とします。

ただし、次に該当する施設及び土地・建物等の財産価値を基準とする占用料や目的外使用料等については、対象外とします。

分類	施設例
法令等で使用料を徴収することができない施設	学校施設，図書館
算定方法や受益者負担の基準が定められている施設	公営住宅，幼稚園，保育所
地方公営企業法を適用する施設	上下水道施設，病院

3 使用料の算定

(1) 基本的な考え方

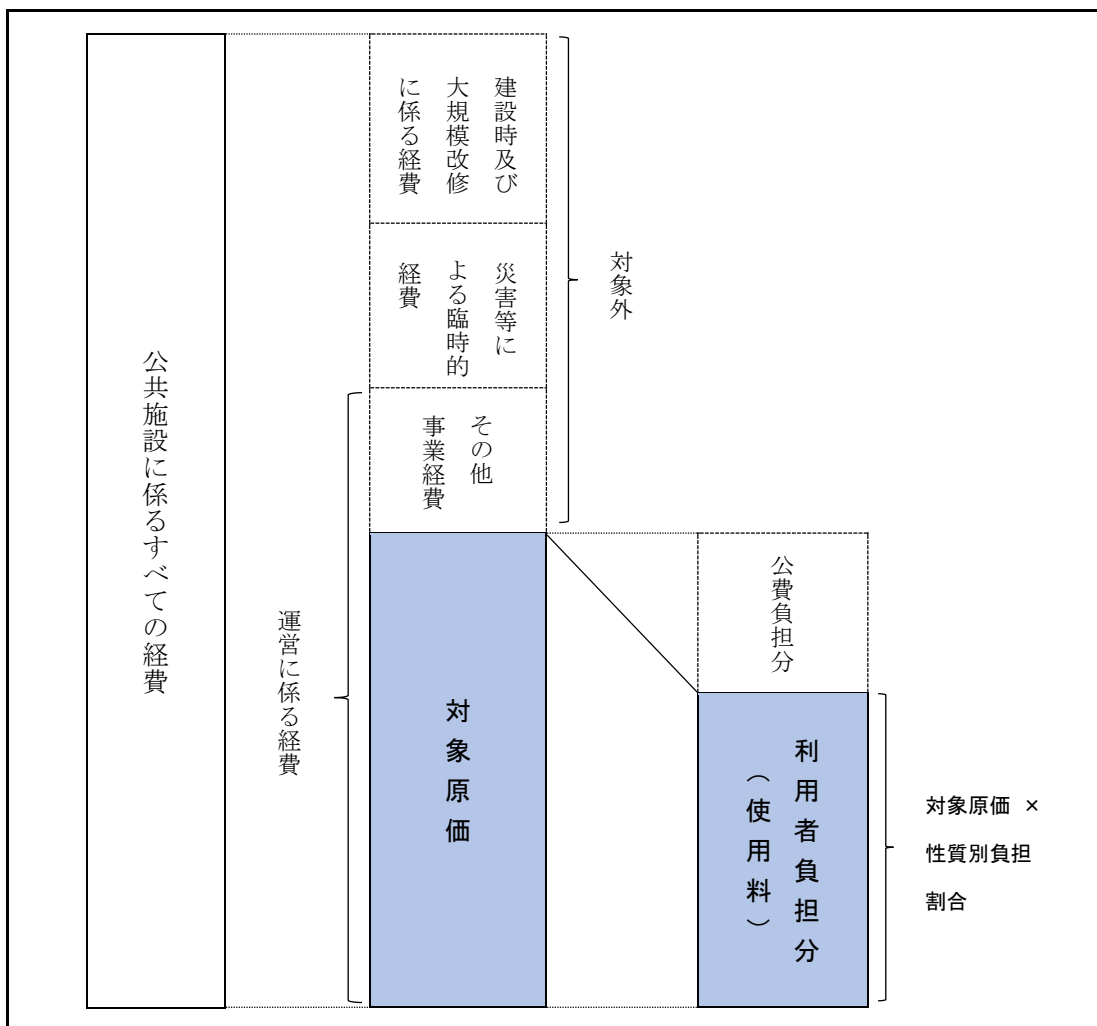
公共施設に係るすべての経費は、「建設時及び大規模改修に係る経費」、「災害等による臨時的経費」、「運営に係る経費」に分類できます。

使用料については、これらの経費のうち「運営に係る経費」から、通常の施設利用以外の事業として市が開催する講座やイベント等の「その他事業経費」を除いた部分（以下「対象原価」）を利用者に負担いただくことを原則としますが、公費負担と利用者負担の割合を適正なものとするため、施設ごとの設置目的や提供サービスの種類を性質別に分類して、その区分ごとに「性質別負担割合」を設定し、これを対象原価に乗じて算定します。

$$\text{使用料} = \text{対象原価} \times \text{性質別負担割合}$$

(※具体的な算定方法は後掲)

なお、施設管理者は、効率的な施設運営を図ることでコストを最小限に抑制するとともに、快適に使用できる施設とするための効果的な取組みを進め、適正な使用料となるよう努めるものとします。



使用料算定のイメージ図

(2) 使用料の対象原価に算入する経費

対象原価に算入する経費は次のとおりとし、原則として直近3年間の決算額の平均値とします。

【対象費目】

費目	内容
人件費	【直営施設の場合】 施設の受付や維持管理等に従事する職員に要する経費 (給料, 職員手当等, 共済費) 【指定管理者制度を導入している施設の場合】 指定管理業務に係る人件費
物件費等	・物件費(光熱水費, 委託料, 消耗品や備品購入費, 通信運搬費等) ・維持補修費(施設や設備の修繕料等(大規模改修は除く))

【対象外費目】

費目	内容
建設時及び大規模改修に係る経費	土地及び建物は、誰もが利用することができ、受益者となり得る市民全体の財産であることから、その建設等に係る費用は公費で負担するものとし、対象原価に含めないこととします。
災害等による臨時的経費	災害等の特殊事情により発生した臨時的な経費については、本来の施設管理運営に係る経費とは異なり、利用者へ負担を求めることが適切ではないため、対象原価に含めないこととします。
その他事業経費	通常の施設利用以外の事業として市が開催する講座やイベント等、特定の個人の便益に要する事業経費は、受益者のみに発生する経費であり、必要に応じて徴収すべきものであるため、対象原価に含めないこととします。

(3) 施設の性質別負担割合

設置目的や提供サービスの種類等から、利用者に負担いただく割合を次の2つの指標で分類し、公費と利用者の負担割合を「性質別分類表」のとおりとします。

①公的必要性（市が義務的に実施する必要があるか）

区 分	性 質	程 度
A	市民生活に不可欠なサービスを提供する施設	高 い
B	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定の市民に利益を供する施設	低 い

②収益性（民間事業者によるサービス提供が可能か）

区 分	性 質	程 度
I	民間事業者によるサービス提供が可能である施設	高 い
II	民間事業者ではサービス提供が難しく、行政が提供の主体となる施設	低 い

【性質別分類表】

		①公的必要性 (市が義務的に実施する必要があるか)	
		高 (A)	低 (B)
②収益性 (民間事業者によるサービス提供が可能か)	高 (I)	利用者負担 50% 公費負担 50% ①市民生活に不可欠なものであり ②民間によるサービス提供が可能であるもの (例) 保健・福祉施設, 斎場	利用者負担 100% 公費負担 0% ①特定の市民を対象とするものであり ②民間によるサービス提供が可能であるもの (例) スポーツ施設, 観光施設
	低 (II)	利用者負担 0% 公費負担 100% ①市民生活に不可欠なものであり ②民間によるサービス提供が難しいもの ※該当施設無し	利用者負担 50% 公費負担 50% ①特定の市民を対象とするものであり ②民間によるサービス提供が難しいもの (例) 集会施設, 社会教育施設, 産業系施設

(4) 利用形態に応じた使用料の算定

前記のとおり、使用料は対象原価に施設の性質別負担割合を乗じて算定することを基本としますが、具体的な算定に当たっては、施設ごとの利用形態を踏まえ、会議室等のように一定の区画を貸切で利用する「占有利用」、体育館トレーニングルーム等のように不特定多数の個人が同時に利用する「個人利用」に分類し、これらの分類に合わせて次のとおり算定します。

①占有利用（会議室等、一定の区画を貸切で利用）

1室当たりの使用料を算定します。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = \frac{\text{対象原価}}{\text{施設全体の貸出可能総面積} \times \text{年間使用時間}}$$
$$1 \text{ 室当たりの原価} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} \times 1 \text{ 室の面積} \times \text{利用時間単位}$$

(1 コマの時間数)

$$\Rightarrow \boxed{1 \text{ 室当たりの使用料} = 1 \text{ 室当たりの原価} \times \text{性質別負担割合}}$$

※施設全体の貸出可能総面積は、市民が利用可能である各部屋等の面積の合計とします。

(廊下やトイレ等の共用部を除く)

※年間使用時間は、年間の開館時間（原則として直近3年間の実績平均値）に、稼働率を乗じて得た時間とします。稼働率については、民間の貸会議室等の使用料設定の目安とされている50%を適用します。

※利用時間単位は、午前9時から正午までなど、1コマ当たりの時間数とします。

②個人利用（体育館トレーニングルーム等、不特定多数の個人が同時に利用）

1人当たりの使用料を算定します。

$$1 \text{ 人当たりの原価} = \frac{\text{対象原価}}{\text{年間利用者数}}$$

$$\Rightarrow \boxed{1 \text{ 人当たりの使用料} = 1 \text{ 人当たりの原価} \times \text{性質別負担割合}}$$

※年間利用者数は、原則として直近3年間の実績平均値とします。

4 使用料の調整

使用料の算定に併せて、次の（１）から（５）について比較、検討し、必要に応じて使用料を調整できるものとします。

（１）同種・類似のサービスを提供する施設における調整

同種・類似のサービスを提供する施設について、使用料の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化して算定するなど、使用料を調整できるものとします。

（２）激変緩和措置

使用料を算定した結果、現行の使用料を大幅に上回る場合、利用者の負担が急激に増加し、結果として利用率の低下を招くおそれがあることや、現行の使用料を大幅に下回る場合、近隣自治体や民間事業者との不均衡が生じ、民業圧迫や利用者の混乱を招くおそれがあることから、次のとおり改定額の激変緩和措置を行うことができるものとします。

①改定額が現行の使用料を上回る場合、**1.5倍を上限**とすること。

②改定額が現行の使用料を下回る場合、**0.5倍を下限**とすること。

（３）利用実態を勘案した料金設定

施設の利用実態に応じて、次の各種条件により料金差を設定できるものとします。

①時間帯別

②曜日別

③市内、市外利用者別

④その他合理的な理由

（４）附属設備等使用料

附属設備、備品、冷暖房等については、別途使用料を設定できるものとします。

（５）その他の調整

施設の利用形態や設置の経緯等から、基本方針に基づく算定が困難、又は妥当性を欠く施設については、別途個別の算定方式により使用料を設定できるものとします。

また、政策的に推進する必要があるものや、近隣自治体及び民間事業者との均衡を図る必要があるものについては、必要に応じて使用料を調整できるものとします。

5 その他

(1) 使用料の単位

使用料の単位は、利用者の利便性を確保するとともに、事務の煩雑化を防ぐため、原則として10円未満を四捨五入します。

(2) 減額・免除の基本的な考え方

行財政改革の観点から、受益者負担を基本として今回の方針を定めますが、使用料の減額及び免除については、施設の設置目的や状況等を総合的に判断し、施設ごとに設定できるものとしません。

(3) 駐車場使用料の算定

公の施設の駐車場は、有料化を原則としながら、施設ごとの現状を踏まえて検討します。

また、使用料の算定については、対象原価から算定する考え方を適用せず、近隣自治体や民間事業者の類似施設の料金との均衡を考慮して設定します。

6 使用料の見直し時期について

原則として、5年ごとに使用料を試算し、改定の検討を行うものとしませんが、社会情勢の変化等があった場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。

なお、指定管理者制度を導入している施設については、委託期間や料金改定による指定管理料への影響等を考慮し、指定管理者と協議のうえ見直しを行うものとしません。